

2016年(平成28年)3月17日

《宇都宮定見氏の誹謗中傷に事実をもって反論します》

～第1回(7回連続)～

大分県別府市上原町11番30号
西馬行政総合事務所 行政書士・西馬 良宣

行政書士の宇都宮定見氏は最近、自身のHPやブログ(YouTube 動画)で西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣に対する誹謗中傷を繰り返しています。この中で同氏は「反論」と称して荒唐無稽な主張を標語(スローガン)として唱えるだけの卑劣な言動を反復しています。

中には「〇〇が〇〇して…」等と意味不明なものもありますが、ここに現在までに判明した、同氏が主張している主な6つの事柄について、事実を裏付ける資料を6回にわたって公開し反論します。このような同氏の行為は、西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣の名誉を、著しく傷つけ、信用を毀損するだけでなく、行政書士会と他の行政書士の社会的評価も貶める事になりますので、直ちに中止する事を求めます。

※今後6回にわたって公開する資料①～⑥の概要は以下の通りです。

資料① …「西馬が大分県行政書士会の綱紀委員会規則に違反して綱紀委員と総務部員(副部長)を兼任していた」との主張に対し、西馬が綱紀委員であった当時の「規程」とその後(平成25年以降)に3回変更された「規則」。

これで見えてお分かりの通り「第2条第7項」の規程は、平成25年4月22日の改程で付け加えられたもので、当方が綱紀委員と総務部員の職務についていた平成25年4月以前にはなかった条項です。事後に改程された「規則」法を適用した根拠のない主張になります。

資料② …「西馬は国民の税金・助成金の不正問題で“大分県総合雇用推進協会”から“告発”されたが、弁護士に頼んでうやむやにし、会と和解した…」等と主張していますが、協会は“告発”したのではなく、行政書士会に“指導”を申し入れたにすぎないという事実。(しかも具体的資料を提供することなく。)

そして「弁護士に頼んでうやむやにした」のではなく、当方が書士会を相手に提訴し、計11回の裁判(口頭弁論)を経て裁判所の指揮のもと、実質的には当方が勝訴し書士会が敗訴した事分かる平成17年5月・書士会定時総会での「報告書」と、平成16年10月の当方と行政書士会との「和解」文書。

資料③ …「西馬が“有資格者としての自覚すらない恥知らずな弁解”をしている…」との主張の根拠に宇都宮氏が使っている書士会の定時総会報告文書。そしてこれに対する、小職の代理人・弁護士の反論(裁判所に提出された文書)。

この書士会の報告文書は、資料②の定時総会の前年、つまり平成16年5月の定時総会で「裁判の経過報告」として資料(議案書)配付されたもので、資料として会員に配付した事自体が「西馬や助成金を申請した業者の名誉を傷つける行為だった」として裁判所が認定し、「和解調書」の中に“名誉回復”を盛り込んだ経緯があります。

宇都宮氏の今回の行為は、法令遵守を求められる行政書士としては“和解条項”に反し、ネットで公然と当方への誹謗中傷を繰り返すという二重の誤りになります。

資料④ …「反日活動家・西馬良宣」の根拠として、宇都宮氏がもち出したのは当事務所の「豆ニュース」(平成16年1月号)です。このニュース記事の最後に、当時の朝日新聞の「自衛隊サンタの服で行けばよい」(八女市・吉原鐵志)との『川柳』を紹介していますが、これが「反日活動家」の理由で、質の悪いこじつけ・言いがかりです。「殺さない。殺されない。殺させない」という日本国憲法の精神を理解していないと言わざるを得ません。

資料⑤ …「西馬は元綱紀委員長の守秘義務違反で、処分の対象に…」と宇都宮氏が主張する材料が、昨年8月発行の当事務所「豆ニュース」です。この記事で紹介したのは新聞各紙やNHK・TVでの報道内容であって、綱紀委員会で当方が職務上知り得た秘密を記事にしたものではありません。参考までに、つい先日の3月3日にネット検索した大分合同新聞の記事を、資料⑤-2として掲載します。

資料⑥ …また「大分県行政書士会元綱紀委員長・西馬良宣に対する反論①」(宇都宮氏のHP 2/15 7:00)には、元綱紀委員会とは全く関係のない10年前の別の文書を、見づらい写真で添付し、「このような「晒し者」行為」とか「このような脅し」と誹謗(YouTubeの動画も)しています。何に対する「反論」かは記載していませんが、おそらく資料⑤の当事務所「豆ニュース」の事を念頭に置いての「反論」でしょう。

この文書等は「西馬良宣」と個人名でネット検索すれば、誰でも見る事が出来るもので、10年前、別府市内の公立中学校で起きた、女子生徒への虐待事件に端を発し、「実体のない同窓会の裏金作り」問題が発覚した事に対する、小職を含む保護者の市教委への質問状です。当時の各紙の報道記事と併せて、資料を掲載します。

ちなみに、この翌年、芸術会館をめぐる「架空団体を使った県教委の裏金作り」で当時の深田県教育長が謝罪の記者会見をし(これも当時の新聞記事を資料として掲載します。)、さらに次の年に大分県教育委員会の恥すべき実態「教員採用汚職事件」が発覚し、全国に報じられたのです。

以上のとおり、宇都宮定見氏の行為は、西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣の名誉と信用を傷つける内容ですので、直ちに中止すべきものと考えます。

なお、今回と同様の文書を、本年3月行政書士会に提出し、自治組織としての対応を求めています。

以上